

LEGAL REPORT

「刑事弁護人の役割とマスコミ報道」

2008.10.23



猪木・手島法律事務所
弁護士 猪木 健二

- 弁護士登録 平成 4 年 4 月
(登録番号 22432)
- 事務所設立 平成 7 年 4 月
- 主な経歴
 - S39.07.03 岡山市生まれ
 - S58.03 芳泉高校卒
 - S62.03 岡山大学法学部卒
 - H01 司法試験合格
 - H02.04 司法研修所入所
 - H04.04 弁護士登録
 - H07.04 猪木法律事務所開設
 - H13. 岡山弁護士会住宅紛争
審査会・紛争処理委員
登録
 - H14.02.01 ~ 岡山県建設工事紛争
審査委員
 - H17.04. 岡山弁護士会副会長
 - H18.05. ~ 日弁連 ADR 委員会委
員
 - H18.08. ~ 手島弁護士と事務所合
併「猪木・手島法律事
務所」に

■ はじめに

山口県光市で起きた母子殺害事件。テレビ番組で、弁護団の活動のあり方に疑問を呈し、懲戒請求を呼びかけた橋下徹弁護士に対して、平成 20 年 10 月 2 日、広島地方裁判所は合計 800 万円の損害賠償を命ずる判決を下しました。

その判決には、①弁護士の基本的な性格、②刑事弁護人の役割が如何なるものなのか、③マスコミ報道はどうあるべきかなど、興味深い内容が含まれているので紹介します。

■ 弁護士の基本的役割

懲戒請求を呼びかける行為について、結果的に多数の懲戒請求がなされたことを根拠に違法性はないと判断できるのででしょうか。この点について、裁判所は次のように判示しています。

「弁護士法 1 条 1 項に、弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とすると規程されていることから明らかなように、弁護士は議会制民主主義の下において、そこに反映されない少数派の基

本的人権を保護すべき使命をも有しているのであって、そのような職責を全うすべき弁護士の活動が多数派に属する民衆の意に沿わない場合があり得る。多数の者が懲戒請求をしたことをもって懲戒相当性を認めることはできない。」

ここで指摘されているように、弁護士は少数派の人権を守る基本的な職責を負っており、これは多数決原理とは相容れない性格のものなのです。

■ 刑事弁護人の役割

内容が荒唐無稽であり主張自体許されないことをもって懲戒事由となり得るのでしょうか。この点について裁判所は次のとおり判示しています。

「憲法及び刑事訴訟法等の諸規定に照らせば、被告人は有罪判決が確定するまでは無罪の推定を受け、弁護人はそのような被告人の保護者としてその基本的人権の擁護に努めなければならない。また、弁護士法 1 条は、1 項において、弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを

使命とすると規定し、2項において、弁護士は、前項の指名に基づき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならないと規定する。(略)」

「以上に照らせば、弁護士は依頼者に対するいわゆる誠実義務を負い、弁護士としては被疑者・被告人のために最善の弁護活動をする使命・職責があり、被告人の主張内容が不合理で荒唐無稽なものであったとしても、被告人がその主張を維持する限り、上記使命・職責を果たすには少なくとも被告人の主張を無視したり、これに反する主張をすることはできないと判断される。」

「少なくとも弁護人が被告人の意向に沿った主張をする以上、それは弁護士としての使命・職責を果たしたと評価することが可能であり、それ自体が違法行為を構成するような場合は格別、その主張内容が荒唐無稽であるなどということが弁護士としての品位を損なう非行に当たるなどとはとうていいうことができない。」

■ マスコミは公平な報道を行ったか

判決では、弁護人はその担当する事件について一般市民に対し説明をすべきか

否かという問題について、当該説明がどのように報道されるかは予測困難であるとして、一般市民に対し説明をすべきであるとは断定しませんでした。

その判断のなかで、放送倫理・番組向上機構(BPO)放送倫理検証委員会が本件刑事事件に関する33のテレビ番組について調査・作成した意見書に次のように触れています。

「同意見書は、本件刑事事件に関する上記番組がすべて

①「被告・弁護団」対「被害者遺族」という対立構図を描き、感情的に前者の荒唐無稽さと異様さに反発し、後者に共感するという単純な対比的手法を用い、事件それ自体の理解にも犯罪防止にも明らかに役立たない内容であったこと、

②当事者主義や弁護士の役割など刑事裁判に関する前提的知識を欠いていたこと、

③事件・犯罪・裁判報道の基本的役割、少年事件における量刑基準のあり方についての議論、被告の内面や人間像を洞察することの重要性など全体的な視野を志向する意識が希薄又は欠落し、いびつで偏った内容であり、公正性・正確性・公平性の原則がいずれも満たされていなかったこと

などを指摘している。」

結果的に、マスコミ報道の問題点が浮き彫りにされた形となりました。

■ 最後に

私は、この判例の紹介を通じて、被告人の主張の適否、弁護団の活動の適否、あるいは橋下弁護士の言動の適否を議論する材料を提供したいのではありません。

この判決の理由の中に、弁護士の基本的性格、刑事弁護人の基本的役割、マスコミ報道のあり方などについて、考えさせられる指摘がなされているので参考になさっていただきたいと思うのです。

平成21年5月から裁判員制度が始まります。この判決を契機に、刑事弁護人を含む弁護士の基本的役割や司法制度に対する一層の理解が深まることを望んでやみません。また、マスコミもその報道のあり方を今一度見直す必要があるように思います。

なお、判決の全文は、光市事件懲戒請求先導問題弁護団広報ページ(HP)に掲載されています。

2008.10.23